

諮問番号：諮問第139号

答申番号：答申第139号

答申書

第1 審査会の結論

豊前市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の収入は年金と生活保護費であり、保護費は平常月で約27,000円、冬場は灯油代が加算され約29,000円である。
- (2) 令和元年12月13日に年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）12,730円が郵便局の口座に振り込まれた。

本来であればこれは1月分の保護費（令和元年12月25日支給）から該当額を控除すべきだったが、そのような対応はなされなかった。1月分の保護費は29,147円であった。

- (3) 2月分の保護費（令和2年1月31日支給）から予想外の額（29,000円－10,050円＝18,950円）が控除され生活設計に大きな影響が出た。

2月分の振込額が6,000円位合っていないと思われる。

- (4) 処分庁から給付金の取扱いについてきちんと説明がなされた記憶がなく、生活保護受給者に不親切である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分において、給付金に関する収入充当額の計上が適正に行われたかどうか、という点にある。

1 令和元年12月支給済の給付金に関する収入充当額の計上について

審査請求人は、令和元年12月13日に振り込まれた給付金については、令和2年1月分の保護費の算定において収入充当額として計上されるべきである旨を主張している。

しかしながら、給付金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することが定められており（「生活保護による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第246号厚生局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1の(4)のア）、給付金は2か月おきに支給されるものであることから、令和元年12月13日に振り込まれた給付金については、同月分及び令和2年1月分の保護費の算定において分割して収入認定することとなる。

また、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない旨が定められている（局長通知第10の2の(8)）。

本件をみると、収入に変動が生じた場合、被保護者にはその旨を申告する義務があるが（法第61条）、令和元年12月13日に給付金を受給しているにもかかわらず、審査請求人からはその申告がなされていない。そのため、処分庁は、調査を行い、令和2年1月17日、これを把握したものであり、これに基づき、同日に、令和元年12月分及び令和2年1月分の保護費の算定における収入充当額を再計算し、合計12,730円の過支給額が生じたため、これを同年2月分の保護費の算定において収入充当額として計上することとしている。

また、処分庁は、令和2年1月17日付け文書をもって、審査請求人に対し令和2年2月分の保護費から12,730円を差し引くことを通知しており、この文書は、収入充当額の認定変更に基づく扶助支給額の遡及変更の趣意を明示した通知（局長通知第10の2の(8)）と認められる。そして、この取扱いについて、審査請求人から事

前に異議の申出があったなどの事情はない。

以上のとおり、令和元年12月支給済の給付金に関する収入充当額の計上については、適正に行われていると認められる。

2 令和2年2月支給予定の給付金に関する収入充当額の計上について

審査請求人は、同年2月14日支給予定の給付金は、同年3月から収入認定されるべきである旨を主張している。

しかしながら、給付金は実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することが定められている（局長通知第8の1の(4)のア）ので、上記（1）と同様、同年2月に支給予定の給付金については、同月分及び同年3月分の保護費の算定において分割して収入認定することになる。

本件をみると、処分庁は、同年2月分の保護費の算定において、同年2月14日支給予定の給付金のうち1か月分6,365円を収入認定し、収入充当額として計上している。

以上のとおり、令和2年2月支給予定の給付金に関する収入充当額の計上については、適正に行われていると認められる。

3 上記1及び2のとおり、本件処分に当たり、給付金に関する収入充当額の計上は適正に行われており、これについて違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年11月11日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年1月11日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の趣旨は、令和元年12月に受給した給付金の額及び令和2年2月に受給予定であった給付金のうち1か月分に相当する額の合計額が令和2年2月分の保護費において一括して控除されたことに対する不服にあると解され、争点は、本件処分において、給付金に関する収入充当額の計上が適正に行われたかどうかという点にある。

1 令和元年12月支給済の給付金に関する収入充当額の計上について

給付金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することが定められており（局長通知第8の1の(4)のア）、給付金は2か月おきに支給されるものであることから、令和元年12月13日に振り込まれた給付金については、同月分及び令和2年1月分の保護費の算定において分割して収入認定することとなる。

また、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない旨が定められている（局長通知第10の2の(8)）。

本件についてこれをみると、収入に変動が生じた場合、被保護者にはその旨を申告する義務があるが（法第61条）、令和元年12月13日に給付金を受給しているにもかかわらず、審査請求人からはその申告がなされていない。そのため、処分庁は、調査を行い、当該事実を把握した令和2年1月17日に、令和元年12月分及び令和2年1月分の保護費の算定における収入充当額を再計算し、合計12,730円の過支給額が生じたため、これを同年2月分の保護費の算定において収入充当額として計上することになっている。

また、処分庁は、令和2年1月17日付け文書をもって、審査請求人に対し令和2年2月分の保護費から12,730円を差し引くことを通知しており、この文書は、収入充当額の認定変更に基づく扶助支給額の遡及変更の趣意を明示した通知（局長通知第10の2の(8)）と認められる。そして、この取扱いについて、審査請求人から事前に異議の申出があったなどの事情はない。

以上のとおり、令和元年12月支給済の給付金に関する収入充当額の計上については、適正に行われていると認められる。

2 令和2年2月支給予定の給付金に関する収入充当額の計上について

上記1と同様、同年2月に支給予定の給付金については、同月分及び同年3月分の保護費の算定において分割して収入認定することになる。

本件についてこれをみると、処分庁は、同年2月分の保護費の算定において、同年2月14日支給予定の給付金のうち1か月分6,365円を収入認定し、収入充当額として計上している。

以上のとおり、令和2年2月支給予定の給付金に関する収入充当額の計上については、適正に行われていると認められる。

3 本件処分においては令和2年2月分の保護費から19,095円が一括して控除されているが、上記1及び2のとおり、給付金に関する収入充当額の計上は適正に行われており、これについて違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 谷本 拓也